

教私第1863号
令和3年8月12日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様

大阪府教育庁私学課長

令和4年度教育課程特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続について

標記について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局教育課程課から連絡がありましたので、お知らせします。

なお、実施要項等については大阪府ホームページに掲載していますので、下記アドレスからご覧いただき、申請する場合は、別紙様式により下記のとおりメールにて提出してください。

期限までに提出がない場合には「希望なし」として取り扱いますので、ご了承ください。

【大阪府ホームページ『各学校への調査依頼について（事務連絡用）』】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tyousa.html>

記

1. 提出書類

新規指定申請の場合：【様式1（本体・別紙）】教育課程特例校指定申請書

指定変更申請の場合：【様式2（本体・別紙）】教育課程特例校指定変更申請書

指定廃止申請の場合：【様式3（本体・別紙）】教育課程特例校指定廃止申請書

※申請書のファイル形式については、PDFファイル及びExcelファイルの両方を提出すること。

※新規指定及び変更の申請の場合、申請書の別紙として、特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する各学校の教育課程表に記載すること（高等学校、中等教育学校の後期課程については、任意の様式で申請書に添付して提出すること）。

※必要に応じて、特別の教育課程の概要について補足する資料を申請書に添付して提出すること。

2. 提出先： 私学課小中高振興グループ

メールアドレス：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

※メールの件名は「(学校名) 教育課程特例校申請書」としてください。

3. 提出期限： 令和3年8月24日（火曜日）

4. 留意事項： 「教育課程特例校制度実施要項」（平成20年10月16日 文部科学大臣決定、令和3年7月30日改正）及び「教育課程特例校制度実施要項の改正及び授業時数特例校制度実施要項の決定等について（通知）」（文科初第772号 令和3年7月30日付け 文部科学省初等中等教育局長通知）の内容を十分に踏まえること。

※上記通知については、大阪府ホームページ『各学校への通知及びお知らせ等について』に掲載していますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

【大阪府ホームページアドレス】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tuuti.html>

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 長濱

TEL：06-6941-0351（内線4858）